議案第六号

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者　港区長　武井雅昭

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成十八年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十条の四十四第八項」を「第三十条の四十四第十二項」に改める。

付　則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

（説　明）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の施行による住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。